

令和4年11月30日

監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件の引上げについて

建設業法施行令の一部が改正され、令和5年1月1日より下記の表のとおり監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が引き上げられることになりました。

		改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	建築一式工事	6,000万円	7,000万円
	建築一式工事以外	4,000万円	4,500万円
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	建築一式工事	7,000万円	8,000万円
	建築一式工事以外	3,500万円	4,000万円

以上